

災害時の市町村支援における

みやぎ災害復旧サポート員に関する実施要領

(目的)

第1条 本事業は、自然災害等により公共土木施設が被災した際、市町村からの要請に基づいて「みやぎ災害復旧サポート員（以下「サポート員」という。）」を災害現地に派遣し、市町村の行う災害復旧活動への助言等をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領においてサポート員とは、災害復旧制度を熟知し災害発生時等に市町村の求めに応じて速やかに現地に向かい、技術的助言等を行うことが可能な者として、公益社団法人宮城県建設センター（以下「建設センター」という。）が登録した者をいう。

(登録・解除)

第3条 建設センター理事長は、宮城県土木部の推薦を踏まえ同県の職員であった者から、第5条に定める業務を遂行できる豊富な経験と専門知識を有する者を本人の了承のもと登録する。

- (1) サポート員には県から推薦された者を登録する。
- (2) サポート員の登録期間は2年間とし、認定を受けてから2年ごとに更新するものとする。
- (3) サポート員の登録期間中において、本人より辞退の届出があった場合は、登録を解除する。

(派遣及び派遣期間)

第4条 建設センター理事長は、災害発生時に市町村からの要請に基づき、サポート員2名程度を派遣する。

2 派遣期間は発災2、3日後から1週間程度を原則とする。

(業務)

第5条 サポート員は、派遣先の市町村において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災調査に関する助言等
- (2) 復旧工法に関する技術的助言等
- (3) 災害復旧事務に関する助言等

(責務)

第6条 サポート員は、次に掲げる責務を有する。

- (1) サポート員は、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努めること。
- (2) ボランティアとして活動し、特定の個人又は団体の便宜を図らないこと。
- (3) 災害現地において、現地活動の概況をとりまとめ、建設センター理事長に報告すること。

(事務局)

第7条 事業を円滑に運用するために、建設センター内に事務局を設ける。

事務局は、次の事務を行うものとする。

- (1) サポート員の登録に関する事務
- (2) サポート員の派遣に関する事務
- (3) サポート員の研修等の実施に関する事務
- (4) サポート員の活動のための費用支弁・保険に関する事務
- (5) その他本事業を円滑に運用するために必要な事務

(費用弁償)

第8条 サポート員に対し、活動に要する費用(交通費、宿泊費等)として、建設センターの旅費規程により費用弁償を支給する。

(貸与品)

第9条 サポート員に対し、支援に必要な次に掲げるものを貸与する。

- (1) ヘルメット
- (2) その他特に必要なもの

(保険の加入)

第10条 サポート員は、保険に加入するものとし、これに要する費用は建設センターが負担する。

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は宮城県土木部と協議の上、建設センター理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。